

令和2年度 第1回五泉市国民健康保険運営協議会会議録

開催日 令和2年7月29日 水曜日

開催場所 五泉市役所5階 第2委員会室

出席者	会長	羽下 貢	
	副会長	松川 徹也	
	委員	(第1号)	森 智子委員 阿部 猛委員 水戸 信明委員 星 伸助委員 浅井 隆子委員
		(第2号)	笹川 真司委員 相田 悟委員
(第3号)		桑原 一憲委員 波塚 静亮委員 佐藤 良徳委員	
(第4号)		小柳 学委員 荒井 悟委員	

説明員	伊藤市長 五十嵐副市長 税務課 健康福祉課 地域振興課 市民課	松川課長、五十嵐課長補佐、山田係長 渡辺課長、松尾課長補佐、籾本係長 小林係長 中村課長、広川課長補佐、石山係長 加藤主査、和泉主事
-----	--	--

書記 市民課 伊藤主事

欠席委員 (第2号) 歌川 祐二委員
堀内 泰宏委員
金子 洋委員

付 議 事 件 及 び 審 査 結 果

報告第1号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第2号 令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算見込みについて

議 第 1 号 令和2年度国民健康保険税について
原案のとおり答申

そ の 他 令和2年度五泉市国民健康保険事業計画について

会議録署名委員 水戸 信明 委員

午後1時15分

開 会

議 事 の 経 過 概 要

主な質疑・意見等

廣川市民課課
長補佐

開会前に本日ご欠席されております委員をご報告いたします。
医師等代表 歌川 祐二委員、堀内 泰宏委員、金子 洋委員より
欠席のご報告をいただいております。

中村市民課長

本日は、皆さまよりご多用の中、ご出席を賜り大変ありがとうございます。

ご案内の時間となりましたが、開会に先立ちまして、皆さまにご報告
をさせていただきます。

本日の会議は、本年度に入りまして初めての協議会となります。

4月の人事異動があり、関係課の顔ぶれも一部変わりましたので、職員
の自己紹介をさせていただきます。

それでは、はじめに健康福祉課からお願いします。

渡辺課長 → 松尾課長補佐 → 籀本係長

続きまして、税務課です。

松川課長 → 五十嵐課長補佐 → 山田係長

続きまして、地域振興課です。

小林係長

最後に、市民課です。

中村課長 → 廣川課長補佐 → 石山係長

加藤主査 → 和泉主事 → 伊藤主事

自己紹介は以上であります。

委員の皆さまには大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願
いいたします。

次に、資料の確認をお願いします。

本日は、議案書、議案書の参考資料、令和2年度五泉市国民健康保険
事業計画の3冊を、事前に送付させて頂いております。

今日、机の上に名簿、座席表、かわいいシールをあげさせていただきました。
昨年度、健康福祉課の方でシールを作ったということで、皆様に
今日良い機会だったので一枚ずつあげさせていただきました。

それでは、ここからの進行は、協議会規則の定めによりまして、羽下
会長からお願いいたします。

羽下会長

それでは、ただいまの出席委員は14人で過半数に達しておりますので、
これより令和2年度第1回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いた
します。

次に、協議会規則第四条の規定により会議の公開について、委員の皆

	<p>さまにお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。</p> <p>(公開の異議なし)</p> <p>ご異議がありませんので、本日の会議を公開といたします。本日の傍聴希望者はいますか。</p> <p>傍聴の申し出はありません。</p> <p>それでは、次第の2、あいさつに移ります。</p> <p>はじめに、会長あいさつといたしまして、私から一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。7月はコロナという中で日本国民をだいぶ痛めつけられておりますけれども、五泉市民の中でまだ出ておりません。非常にありがたいことでありますけれども、日本全国今そういう状態でありまして、今後またいろいろな病気が蔓延するという恐れもありますし、なかなか国保を取り巻く状況は厳しいものがありますので、忌憚のない議論ご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、本日、皆さまに諮問をされます伊藤市長より、ごあいさつをいただきます。</p>
<p>廣川市民課課長補佐 羽下会長</p> <p>伊藤市長</p>	<p>本日は、ご多用のところ本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆さまには、日頃から国保運営はもとより、市政全般にわたりご理解・ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市民生活にも大きな影響が出ております。とりわけ経済活動に対する影響は甚大で、飲食業や宿泊業はもとより小売業、製造業など幅広い分野におよんでおります。市といたしましては、小規模事業者に対する給付金をはじめ、「さきはな5000(ごせん)宿泊キャンペーン」や水道料金の減免など、独自の支援を行ってまいりました。また、県外に住んでおられる五泉出身の学生の皆さんを応援するべく「ごせん学生支援ふるさと便」にも取り組んでいるところであります。</p> <p>今後は、地域経済をより活性化させるため「オール5000(ごせん)どこでも使える商品券」の発行に向けて準備を進めているところであります。</p> <p>今後とも市民の生活と経済を守るべく取り組んでまいります。</p> <p>さて、本日は、事前に配付した資料のとおり、令和2年度の国民健康保険税などについて、ご審議やご意見を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>令和元年度の国民健康保険特別会計におきましては、後ほど詳細をご報告いたしますが、約1億1,000万円を令和2年度に繰り越しました。</p> <p>しかしながら、国保財政につきましては、被保険者数の減少により、歳入の確保が難しくなっている一方で、1人当たりの療養給付費が増えており、依然として厳しい状況にあります。</p>

<p>羽下会長</p>	<p>市としましては、市民の皆さまがご自身の健康状態を知ること、病気の早期発見・治療に結びつくことから、特定健診、特定保健指導の受診率の向上に向け、各種PRや新たな健康ポイント制度を実施しているところであります。</p> <p>私が目指す、市民の皆さまが夢や希望を持てるまちづくりにおきまして、まず欠かすことができないものは健康だと考えております。自らの健康を自らが守り、楽しい人生を長く過ごしていただくためにも、健康づくりには、なお一層の取り組みを進めていかなければならないと考えております。つきましては、委員の皆さまからも引き続きお力添えを賜りたいと思っておりますので、本日のご審議と併せまして、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の3、議事に移ります。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名であります。協議会規則第9条第2項の規定により会議録署名委員に水戸信明委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、報告第1号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。</p> <p>市長の説明を求めます。</p>
<p>伊藤市長</p> <p>羽下会長</p>	<p>報告第1号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>この度の条例の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴ったものが1件と、新型コロナウイルス感染症に関する事項により、国民健康保険税条例の一部を改正したものが2件であります。</p> <p>改正の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>はじめに地方税法施行令の改正に伴うものについてであります。</p> <p>第3条は、基礎課税額の課税限度額を改めたものであります。</p> <p>第15条は、課税限度額を変更するとともに、被保険者均等割額と世帯別平等割額の5割及び2割軽減の軽減判定所得の算定方法を改めたものであります。</p> <p>次に、5ページをお開きください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある被用者に傷病手当金の支給を行う規定を追加する改正についてであります。</p> <p>附則第4項から第6項は傷病手当金の支給及び支給額、期間について規定するものであります。</p> <p>附則第7項から第9項は傷病手当金と給与等の調整を規定するものであります。</p> <p>次に、6ページをお開きください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行う規定を追加する改正についてであります。</p> <p>附則第18項は減免の要件について規定するものであります。</p> <p>附則第19項は減免の申請期限の特例を規定するものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては、市民課長に説明させます。</p> <p>中村市民課長。</p>

中村市民課長

それでは、報告第1号について、ご説明いたします。
議案書の3ページをお開きください。

この度の条例の改正は、令和2年第2回五泉市議会臨時会及び第4回五泉市議会定例会におきまして、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日付けで専決処分し、承認を得たもの、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため感染又は、疑いのある被用者に対し傷病手当金を支給行う規定、および新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行う規定の追加を行うとして、それぞれ承認を得たものであります。

3ページ 地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容について申し上げます。

第3条は、基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に、介護給付金課税額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

第15条につきましては、第3条の改正に伴い課税限度額を変更するとともに、被保険者均等割額と世帯別平等割額の5割及び2割軽減の軽減判定所得の1人当たりの控除額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するものであります。

なお、この度の改正による国保財政への影響につきましては、議案書4ページの条例改正による国民健康保険税への影響に記載のとおり、課税限度額の引き上げにより約18万円の増額となる一方、軽減対象世帯の拡大により約356万円が減額となり、これを合わせますと338万7,509円の歳入が減少するものと見込まれます。

次に5ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に感染又は、感染の疑いのある被用者に対して傷病手当金の支給につきしては、附則第4項では、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に就くことを予定していた期間について支給することを規定するものであります。附則第5条は、1日当たりの支給額を定める規定であります。附則第6項では、支給を始めた日から最長1年6月までとした支給期間について規定するものであります。附則第7項から第9項は、給与等が支払われる場合、受け取る給与が第5項で規定した額より少ない場合、差額を支給する等の調整を行うことを規定するものであります。

次に、6ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行う規定の追加につきましては、附則第18項は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで減免の対象となる保険税の期間及び対象世帯を規定するものであります。対象世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は、傷病を負った世帯や主たる生計維持者の事業収入が前年の10分の3以上の減少であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下、減少が見込まれる事業収入等以外の所得が400万円以下となっております。附則第19項は、申請期限を別に定めることのできるとした特例を規定するものです。附則は、この第18項及び第19項を令和2年2月1日から適用すると施行期日を規定するものであります。

なお、減額又は免除の割合ですが世帯の主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負った世帯の場合は対象となる期間の保険税全額を、主た

	<p>る生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯につきましては、7ページ【表2】世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合となります。減免額の算定といたしましては【表1】にありますように、世帯の被保険者全員について算出した保険税額に、主たる生計維持者が減少すると見込まれる事業収入等の前年度所得金額を掛け、世帯の被保険者全員の前年度の合計所得金額で割り対象保険税額を算出します。そこに【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減額等の割合を掛け保険税減免額を算出するものであります。</p> <p>なお、周知につきましては、7月10日号市広報及び市ホームページへの掲載。今月発送いたしました国保納税通知書にも案内を同封したところです。</p> <p>以上が、五泉市国民健康保険税条例の一部改正についてのご報告であります。</p>
羽下会長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。</p>
桑原委員	<p>桑原委員、挙手。</p> <p>質問ですけど。</p> <p>7月10日号の広報で案内してこれからあれだということですけど、すでもう収納済みの方も見込まれるということは、だいたい見込みだと皆さんもちろんでしょうですけど、もう一回やり直しすれば対象となることですか。</p>
羽下会長	<p>中村市民課長。</p>
中村市民課長	<p>対象となるものは、今年度令和2年度のものと同期間が2月からとなると令和元年度のものに該当することになります。そういう方で申請いただいて、基準的にオッケーとなれば、前年の分もさかのぼった形で見ると、それは収納してあるものであればお返しするようなこととなっています。このように予算を立てております。</p>
羽下会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようでありますので、報告第1号に対する質疑を終了いたします。</p> <p>次に、日程第3、報告第2号 令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについてであります。</p> <p>市長の説明を求めます。</p>
伊藤市長	<p>報告第2号 令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについて、ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、議案書の9ページから10ページに記載の歳入であります。</p> <p>歳入の決算見込みにつきましては56億2,341万8,949円であります。</p> <p>次に、11ページから12ページに記載の歳出であります。</p> <p>歳出につきましては、55億454万7,534円であります。</p> <p>歳入から歳出を差し引きますと、1億1,887万1,415円となり、これ</p>

	<p>を令和2年度予算に繰り越すこととなりました。</p> <p>以上、令和元年度の決算見込みについて申し上げましたが、詳細につきましては市民課長に説明させます。</p>
羽下会長	<p>中村市民課長。</p>
中村市民課長	<p>それでは、報告第2号 令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについて、ご説明申し上げます。</p> <p>決算額につきましては、今後、監査委員の決算審査を受けた上で、9月市議会定例会におきまして、決算認定を受けることとなっております。</p> <p>それでは、議案書9ページの歳入から申し上げます。</p> <p>なお、決算見込書につきましては、款、項、目、節とそれぞれ記載されておりますが、そのうちの主に款について、また、金額につきましては、一番右の欄の収入済額をご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、1款 国民健康保険税は一般分と退職者分を合わせまして10億175万6,272円となりました。</p> <p>次に、2款 分担金及び負担金は、特定健康診査事業の健診の自己負担分で130万600円を受診者からご負担いただいております。</p> <p>3款 使用料及び手数料は督促手数料で50万6,300円であります。</p> <p>4款 国庫支出金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費の補助金と国保制度関係事務事業費合わせて611万6,000円が交付されております。</p> <p>5款 県支出金は38億1,762万3,828円でそのうち主なものとして、療養給付費、療養費及び高額療養費などを支払うための費用として県から交付される普通交付金は37億1,867万804円であります。</p> <p>また、特定健康診査や特定保健指導等の健康づくり事業や保険者努力支援制度などの特別交付金は9,895万3,024円が交付されたところであります。</p> <p>6款 財産収入は財政調整基金の預金利子の2,537円であります。</p> <p>次のページに移りまして、7款 繰入金は、保険基盤の安定化を図るための経費や職員の給与および事務費等に係る費用などを合わせまして4億2,468万6,649円が一般会計から繰り入れられました。</p> <p>8款 繰越金は平成30年度からの繰越金3億5,224万6,435円であります。</p> <p>9款 諸収入は、延滞金や交通事故を原因としました第三者行為納付金などで、1,918万328円であります。</p> <p>10款 市債は、歳入がありませんでした。</p> <p>以上、収入済額を合計いたしますと56億2,341万8,949円の決算見込みとなりました。</p> <p>続きまして、歳出について申し上げます。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>こちらも款ごとに支出済額について、ご説明させていただきます。</p> <p>はじめに1款 総務費は職員給与費、事務費、また連合会負担金等、および国保事業の管理・運営費として7,035万3,154円を支出しております。</p> <p>2款 保険給付費は、一般・退職を合わせた療養給付費や高額療養費、また、出産育児一時金と葬祭費に対する支出で37億1,747万232円でありました。</p>

なお、ここで療養諸費等に関するご説明をさせていただきます。
参考資料の9ページをお開きください。

ここでは、平成27年度から令和元年度までの5か年間の療養諸費及び高額医療費、いわゆる五泉市国保が負担した医療費の総額の推移を掲載しております。表の1番右下の合計欄をご覧ください。療養諸費等の合計額は37億7万5,293円となり、前年度比96.0%となりました。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは、被保険者数の推移であります。

こちらにも、5年間の推移を示しておりますが、下から2段目の令和元年度の月平均被保険者数は10,719人で、一番下の行の前年度比では平成27年度から毎年度5%程度ずつ、被保険者が減少していることがお分かりになるものと思います。

次に、11ページには一人当たりの療養諸費等の推移を掲載しております。

こちらにつきましては、11ページ下の表の上段の療養諸費では平成30年度までは概ね横ばい傾向にありましたが、令和元年度では減少となりました。しかし、被保険者数が減少していることから、一人当たりの療養諸費等につくまは平成30年度とほぼ同じ金額となりました。

国保の財政は県との一体化により、保険者が支払った療養諸費等は県から交付金として全額負担していただける制度になりましたが、医療費が伸びた場合は、翌年度以降の、市が県に収める納付金に反映されてきますので、後々負担が大きくなってきます。このことから、病気の早期発見、早期治療に力を注ぎ、医療費の抑制に努めなければならないと考えております。

なお、12ページと13ページには、疾病の種類を119項目に分けた中で、五泉市の入院と入院外の件数、費用額の上位20疾病を掲載しております。

それでは、議案書の11ページの歳出の説明に戻ります。

3款 国民健康保険事業費納付金であります。

県内各自治体が県の特別会計に納付する費用で、医療給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金の3つを合わせまして、12億457万1,510円を納付したところであります。

次のページに移りまして、4款 特定健診や人間ドッグの費用の助成、および医療費通知とジェネリック医薬品差額通知書の費用を支出する保健事業費は5,863万4,002円であります。

5款 基金積立金は2億6,000万円の積立金と預金利子を合わせまして2億6,000万2,537円、6款公債費は支出がなく、7款 諸支出金は主に平成24年、26～28年度に一般会計より法定外繰入を行った分1億7,391万9,992円を一般会計へ繰出したところであります。

最後の8款 予備費には支出がなく、これらを合計いたしますと、歳出の決算見込み額は55億454万7,534円となり、歳入から歳出を差し引きますと1億1,887万1,415円となりました。

以上が、令和元年度の決算見込みであります。

羽下会長

それでは質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

森委員、挙手。

森委員	<p>参考資料の方ですけど、9 ページの方に療養費、高額療養費等ありますけど、令和元年度のところで高額介護合算療養費というのが非常に今までに比べると急に金額が大きくなっていますけど、どういうものでこれだけのお金がかかったのでしょうか。お聞かせください。</p>
羽下会長	<p>石山市民課係長。</p>
石山市民課係長	<p>高額介護合算につきましては、国民健康保険医療費等の介護保険も合わせて使われた方への給付になります。令和元年度は介護給付費も合わせて使われた方の実績が多かったという結果になります。</p>
羽下会長	<p>他にございますか。 波塚委員、挙手。</p>
波塚委員	<p>収入のところをお聞きします。一般被保険者国民健康保険税の当初予算に比べてかなり収入が多くなっていると思います。その辺の見込みとどう異なったのかお聞かせ願いたいと思います。</p>
羽下会長	<p>石山市民課係長。</p>
石山市民課係長	<p>当初予算の算定の際は、前年度の被保険者の所得を元に計算した金額が当初予算の課税になっております。本算定をした時に被保険者の課税所得が見込みよりは増加したのが原因であります。</p>
羽下会長	<p>他にございますか。 阿部委員、挙手。</p>
阿部委員	<p>確認ですけれども、参考資料の一番後ろに基金の関係が載っていますが、令和元年度は2億6千万円の積み立てがあったと、そうすると法定外繰入金1億7千万円返してもらった、尚且つ、2億6千万円積立金になっています。今回令和2年に基金として2億6千万円積み立てると、そうすると一番右下の2年度2億9千万円プラス2億6千万円になるのでしょうか。</p>
羽下会長	<p>決算だから、新しい予算ではないので。 他にございますか。 ないようでありますので、報告第2号に対する質疑を終了いたします。次に、日程第4、議第1号 令和2年度五泉市国民健康保険税についてであります。 市長の説明を求めます。</p>
伊藤市長	<p>議第1号 令和2年度五泉市国民健康保険税について、ご説明申し上げます。 14 ページをご覧ください。</p>

	<p>この度、令和元年分の所得が確定いたしましたので、本年の税率によりまして、算出した結果をご説明いたします。</p> <p>賦課総額は、9億9,763万8千円となり、前年度と比較いたしますと1,346万9千円の減となりました。</p> <p>これは、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。</p> <p>厳しい財政状況ではありますが、引き続き、歳入では、国保税の収納率の向上、また、歳出の面では、特定健康診査の実施率向上のための啓発活動の推進や各種健康づくり事業の実施などを、関係課をあげて一体的かつ効果的に取り組み、国保会計の健全な運営を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>なお、詳細は市民課長に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。</p>
羽下会長	中村市民課長。
中村市民課長	<p>それでは、議第1号 令和2年度国民健康保険税について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の14ページの一番上の賦課額の表をご覧ください。</p> <p>賦課額は、今ほど市長が申し上げましたとおり、令和2年度は9億9,763万8千円となり前年比1.33%の減少となりました。なお、1人当たりでは11万3,015円で3.02%の増、1世帯当たりでは16万6,169円で0.96%の増となったところであります。</p> <p>なお、その下の表の内訳は、15ページから17ページに詳細を記載しております医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とそれぞれの区分ごとの賦課総額等を一覧にしたものであります。</p> <p>それでは、3つの区分ごとにご説明いたします。</p> <p>まず、15ページの医療給付費分をご覧ください。</p> <p>令和元年度と2年度を比較いたしますと所得割では、基礎数値の欄、課税所得の減により、税額が減少しております。均等割と平等割も被保険者数並びに加入世帯数の減少により、それぞれ税額は減少し、さらに減額分を差し引きますと調定額は前年度より491万8千円減の6億8,783万3千円となりました。</p> <p>次の後期高齢者支援金分につきましては16ページに記載のとおり、今ほどの医療給付費分と同様の理由から、調定額は333万1千円減の2億2,440万5千円となりました。</p> <p>続きまして、17ページの介護納付金分につきましては、所得割、均等割、平等割のすべての項目で数値が減少していることから前年度に比べ522万円減の8,540万円となったところであります。</p> <p>次に、14ページに戻りまして、中段の所得区分別は所得区分別の世帯数と課税所得を、所得階層別では、所得階層ごとの世帯数をそれぞれ記載しております。</p> <p>議案第1号につきましては、以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
羽下会長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。</p>

	<p>ないようでありますので、議第1号に対する質疑を終了いたします。お諮りいたします。</p> <p>議第1号について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がありませんので、原案のとおり答申することに決定いたしました。</p> <p>なお、ただいまの各委員からのご意見、ご提言につきましては、今後の国保の安定した運営につながるよう、協議会として要望いたします。</p> <p>次に、その他でありますか、事務局何かありますか。</p> <p>廣川課長補佐。</p>
<p>廣川市民課課長補佐</p>	<p>それでは、その他といたしまして議案の別冊としてお配りいたしております、令和2年度五泉市国民健康保険事業計画について、ご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>この計画は、国民健康保険事業の健全な運営と被保険者の健康の保持増進を図るために、毎年度策定しているものであります。</p> <p>はじめに、令和2年度の事業運営上の課題を6点あげております。</p> <p>1点目は、過去5年間の保険給付費が一定水準の中、被保険者数の減少などにより、一人当たりの給付費が上昇し、今後も厳しい財政運営が見込まれております。2点目、令和2年度は、保険税率等を据え置きましたが、次年度以降は財政状況を踏まえたうえで検討が必要です。3点目としましては、広域化に伴い新潟県国民健康保険運営方針を踏まえた事業の実施が求められております。</p> <p>4点目は、収納率向上対策推進事業による収納率の向上。5点目は、特定健診・特定保健指導の受診、実施率の向上。最後の6点目は、事業の健全運営に向けた医療費の適正化が課題となっております。</p> <p>そして、これらの課題に対する7つの重点項目としましては、1点目として、次年度以降の国保税率等を収支のバランスを図りながら検討します。2点目は、県の運営方針を踏まえ、連携協力を図りながら事業を進めていきます。3点目は、収納率の向上を図り、予算編成時の予定収納率を確保します。4点目は、昨年度より実施いたしましたポイント制度を見直すなど、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を目指します。5点目のレセプト点検では、内容点検効果率の向上を図ります。6点目は、医療費通知を送付し医療費の適正化につなげることとし、7点目は、ジェネリック医薬品差額通知の送付により、利用を促進し、医療費の削減を図ります。</p> <p>これらに基づく、具体的な事業につきましては、2ページ以降に記載の健康づくり事業ほか4事業をそれぞれ実施してまいります。</p> <p>令和2年度の事業計画につきましては、以上であります。</p>
<p>羽下会長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>無いようですね。</p> <p>それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。大変お疲れさまでした。</p>

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 2 時 5 分

閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員